

触法知的障害者の支援をめぐる諸課題について

北海道医療大学 佐々木明員 (000027)

[キーワード] 触法知的障害者、支援、制度

1. 研究目的

刑務所における受刑者の23%が知的障害者であり、短期間に高い累犯率で刑務所に戻る実態がある。このため平成21年度に、触法高齢者・障害者の出所後の福祉施設利用の調整や地域関係機関の支援連携体制の確立のために、矯正施設と福祉をつなぐ地域生活定着支援センターが設けられた。

本研究は、触法知的障害者の支援について、その実態と課題を明らかにして、今後の触法障害者の支援のあり方と司法と福祉の連携及び制度的課題について論究する。

2. 研究の内容および方法

1) 研究の内容

知的障害者居住系福祉施設における触法知的障害者のあらたな支援状況と地域連携の実態と課題について分析し、触法知的障害者の支援における支援制度に関する検討と対策について、論究する。

2) 研究方法

発表者が関与する平成22年度厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「触法・被疑者となった高齢者・障害者への支援の研究田島班小林グループにおける分担調査「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究-第2年次全国知的障害者支援事業所における触法知的障害者支援実態調査」の分析をとおして課題を検討し、触法知的障害者支援をめぐる諸課題について、論究する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会が定める研究倫理指針における目的及び遵守義務、その指針内容に則り適正に研究発表を行う。

4. 研究結果

1 知的障害者居住系福祉施設における触法知的障害者の実態

1) 触法知的障害者の入所状況

調査(平成22年10月1日現在、調査対象は全国の知的障害者入所施設・グループホーム等の居住支援事業所3,176事業所、回収1,094事業所、回収率34.4%)では、触法知的障害者の入所状況は回答639事業所、135事業所21.1%に231名の入所と、5事業所0.8%に入所予定者5名がいる。触法知的障害者がいない事業所は499事業所78.1%である。

2) 罪名及び刑罰・処分の状況

罪名等について、241名の罪名では、窃盗46.1%、猥褻等が17.8%、無銭飲食等の詐欺8.3%、暴行・傷害6.6%、放火7.1%、家宅侵入5.8%により大半を占めている。

刑罰・保護処分では、152名の回答で、刑務所36.8%件、保護観察処分29.6%、その

他 17.8%、少年院 12.5%、児童自立支援施設は 3.3%である。

3) 触法知的障害者の履歴は、設問各項回答別に、特別支援教育歴が 100%あり、施設入所歴 56%と半数を超え、就労状況は企業就労 48.8%で約半数、福祉的就労等 16.6%である。

4) 知的障害者福祉施設における支援体制の状況

退所者 51 名の居住先は、単身生活及び家族兄弟との生活 23.5%、グループホーム 25.5%、障害者施設 37.3%等であり、半数が地域生活をしている。

4) 触法障害者支援における地域連携等

入所の依頼者・機関に関する 272 件の内訳では、福祉関係 65.5%、家族 9.2%、保護観察所 8.1%、地域定着支援センター 2.9%、その他である。地域生活定着支援センターの入所依頼 12 件、入所決定 7 件であり、連携は低く、制度と連携対応の改善を要する。

5. 考察

1) 支援の実態について

触法知的障害者の実態が明らかになり、施策における対策等の進展に伴い、触法知的障害者支援の必要性に関する理解と認識の拡がりつつある。触法知的障害者を 2 割の施設が受入れをしており、また明確に触法知的障害者の受入方針を出している事業所が 13%ある。刑務所における触法知的障害者の実態に関する意識調査項目では、65%が知っている状況である。また受入れ不足に関する対策では、法人施設の意識改革や市町村の責任ある対応、刑務所の連携のあり方等が上位を占めている。特に触法知的障害者特化施設も 1.2%見られる。また退所後の居住状況では半数が地域移行している状況が確認できた。

触法知的障害者の履歴から、福祉施設や特別支援学校の支援を受けていた実態があり、福祉施設退所者の非行や犯罪に陥った問題に関する知的障害者福祉施設支援及び地域支援のあり方の検証の課題も浮かび上がっている。

2) 受け条件に関する問題と課題

入所待機者による慢性的な入所困難、重度化・多様化する施設との軽度知的障害者等とのミスマッチの問題がある。福祉施設の受け入れ困難状況と触法知的障害者の意向と合わない施設状況による不適合がある。受入支援体制に関しては、福祉施設の制度的施設機能強化方策や施設機能の類型・役割分担などの新たな施策を含む早急な検討が必要である。

3) 連携に関する問題と課題

保護観察所や地域生活定着支援センターの福祉施設への依頼・連携不足が課題である。

4) 職員の研修と支援マニュアル等の整備等の充実

福祉施設・支援者の理解や支援技術の研修の実施、専門機関や専門職との連携による機能強化やバックアップ体制の整備、触法知的障害者支援テキスト等の整備が必要である。

5) 報酬加算等について

触法知的障害者支援職員の加配等の実態は、必要な職員配置や勤務体制の整備が困難な実態を示しているが、地域生活移行事業加算及び基金事業の受給が極めて困難な制度内容である。実効性のある制度に見直しと障害福祉以外の分野への拡充が必要である。

6) 知的障害者の障害特性に配慮した刑事司法と更生保護制度の新たな検討課題

触法障害者の受入可能な認定制度と障害者福祉制度の充実、障害特性に配慮した保護観察や保護処分としての知的障害者施設における更生保護制度等の検討が望まれている。